安全運転管理者業務の解説⑥

~ 点呼等の実施・酒 気 帯 び 確 認 等(解釈追加) ~

点呼は原則として安全運転管理者が行わなければなりませんが、不在時など確認を行うことが 困難な場合は、確認を副安全運転管理者、点呼による確認の業務を委託した事業者その他安全運 転管理者の業務を補助する者(以下「補助者」という。)に行わせることは差し支えありません。 (酒気帯び確認も同じ)

【点呼等の実施について】(道路交通法施行規則第9条の10第5号)

- 運転者に対し点呼を行い、自動車点検の有無及び過労、病気等により正常な運転をできないおそれの有無を確認
- 安全な運転を確保するための必要な指示を付与

【対面での点呼が困難な場合の確認(直行直帰や出張先での点呼など)】

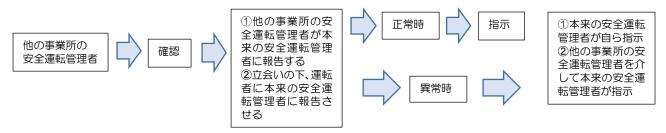
対面での点呼が原則ですが、直行直帰や出張先など、対面での確認が困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施すればよく、次のような対面による実施と同視できるような方法で行うことができます。



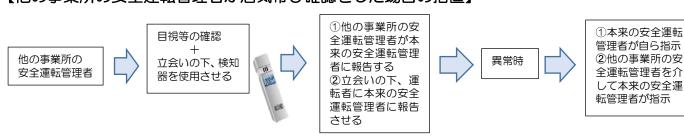
【例2】電話、無線等直接運転者と対話できる方法での確認

【他の事業所の安全運転管理者が点呼等実施した場合の措置】

※ 同一の使用者で複数の事業所(使用の本拠)がある場合(以下同じ)



【他の事業所の安全運転管理者が酒気帯び確認をした場合の措置】



※ 補助者が行った場合は、異常時は安全運転管理者へ報告し、安全運転管理者が自ら指示するか、補助者を介して安全運転管理者が指示をします。

山口県警察